

国立大学法人香川大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規程

平成30年2月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人香川大学個人情報管理規則（以下「個人情報管理規則」という。）第36条第2項の規定に基づき、国立大学法人香川大学（以下「大学法人」という。）が保有する独立行政法人等非識別加工情報（以下「非識別加工情報」という。）の提供に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第2号。以下「非識別加工情報規則」という。）の定めるところによる。

(非識別加工情報の作成及び提供等)

第3条 大学法人は、法第44条の2に基づき、非識別加工情報（非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）を作成し、及び提供することができる。

2 大学法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集)

第4条 大学法人は、非識別加工情報規則で定めるところにより、定期的に、法第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルについて、次条の提案を募集する。

(非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第5条 前条の規定による募集に応じて非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、大学法人に対し、別紙様式第1号及び別紙様式第2号を提出することにより当該事業に関する提案をすることができる。この場合において、代理人によって提案を行うときは、別紙様式第1号に当該代理人の権限を証する別紙様式第3号を添えて行う。

(提案の審査等)

第6条 前条の提案があったときは、大学法人は、国立大学法人香川大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に、当該提案が法第44条の7第1項各号の基準（以下

「基準」という。)に適合するかどうかを審査させる。

- 2 委員会は、審査を行うに当たっては、必要に応じて、当該文書を保有する部局等の長に意見を求める。
- 3 大学法人は、委員会の審査結果に基づき、前条の提案が基準に適合するかどうかを決定する。
- 4 大学法人は、前項の規定により基準に適合する旨の決定を行ったときは、別紙様式第4号に、別紙様式第5号により作成した非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに係る書類を添えて、当該提案をした者にその結果等を通知する。
- 5 大学法人は、第3項の規定により基準に適合しない旨の決定を行ったときは、別紙様式第6号により、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 大学法人は、法第44条の8に基づき当該第三者に意見書の提出の機会を与える場合は、次の各号に掲げる様式により通知し、別紙様式第9号により意見を聴取するものとする。

(1) 法第44条の8において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第14条第1項の規定に該当する場合 別紙様式第7号

(2) 法第44条の8において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第2項各号の規定に該当する場合 別紙様式第8号

(契約の締結)

第8条 第6条第4項の通知を受けた者は、法第44条の9の規定により、第13条に定める手数料を納付した上で、大学法人との間で非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(非識別加工情報の作成)

第9条 非識別加工情報を作成するときは、法第44条の10に基づき当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、大学法人から非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイル簿への記載)

第10条 非識別加工情報を作成したときは、法第44条の11の規定により、当該非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル

簿に記載しなければならない。

(作成された非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第11条 前条の規定により個人情報ファイル簿に記載された非識別加工情報を法第44条の12に基づきその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、大学法人に対し、別紙様式第2号及び別紙様式第10号を提出することにより当該事業に関する提案をすることができる。第8条の規定により非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも同様とする。

2 第6条及び第8条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第6条第4項中「別紙様式第4号」とあるのは「別紙様式第11号」と、同条第5項中「別紙様式第6号」とあるのは「別紙様式第12号」と読み替えるものとする。

(記載事項変更申出書)

第12条 第5条又は前条1項の規定により提出した提案書の記載事項に変更が生じたとき(前条第1項後段の当該非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときを除く。)は、記載事項変更申出書(別紙様式13号)により、申し出なければならない。

(手数料)

第13条 第8条(第11条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により大学法人と非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げるところにより、手数料を納めなければならない。

(1) 第8条の規定により非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 第7条の規定により意見書の提出の機会を与える第三者1人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)

ロ 非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

ハ 非識別加工情報の作成の委託を受けた者に支払う額(当該委託をする場合に限る。)

(2) 第11条第2項において準用する第8条の規定により非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じて定めるものとし、次に掲げるとおりとする。

イ ロに掲げる者以外の者 第8条の規定により当該非識別加工情報の利用に関する

契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

ロ 第8条（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

2 手数料は、原則として、大学法人が指定する金融機関への振込みにより納付しなければならない。この場合において振込みにかかる手数料は、非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の負担とする。

（契約の解除）

第14条 大学法人は、第8条の契約を締結した者が法第44条の14各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

（安全確保の措置）

第15条 大学法人は、法第44条の15の規定により、非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、大学法人から非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第16条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た非識別加工情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 非識別加工情報の取扱いに従事する大学法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

(2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（契約相手方への確認）

第17条 第8条の規定（第11条の規定により第8条の規定を準用する場合を含む。）により、非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者から（以下「契約相手方」という。）から非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

（個人情報保護委員会事務局への報告）

第18条 大学法人は、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

(1) 前条の報告を受けたとき

(2) 次条において準用する個人情報管理規則第32条第3号及び第4号の報告をするとき

- (3) 次条において準用する個人情報管理規則第32条第4号の措置を講じたとき
 - (4) 契約相手方が第14条に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき
- (他の規則の準用)

第19条 この規程に定めるもののほか、第15条に規定する非識別加工情報の適切な管理のために必要な措置については、個人情報管理規則の規定（第25条及び第35条を除く。）を準用する。この場合において、個人情報管理規則中「保有個人情報」とあるのは「非識別加工情報」と、同規則第31条中「保有個人情報の取扱いに係る業務」とあるのは「独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務」と読み替える。

(苦情処理)

第20条 大学法人は、非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(事務)

第21条 この規程に定める非識別加工情報の提供等に係る事務は、関係部局等の協力を得て、経営管理室総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、非識別加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人香川大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定により、次のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

(記載要領)

1. 「個人情報ファイルの名称」には、香川大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（法第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「提供を求める独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、香川大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人香川大学長 殿

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人その他の団体にあつては、名称及び代表者
の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記
入したときは押印を省略できる。) 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号)

〔 第44条の5第3項
第44条の12第2項において
準用する第44条の5第3項 〕 の規定により提案する者 (及びその役員) が、同法第44条の6各号に

該当しないことを誓約します。

(記載要領)

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人香川大学長 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の7第1項各号に定める基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人香川大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人香川大学における非識別加工情報等の提供に関する規程第6条第4項に掲げる別紙様式第5号「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人香川大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号。）
〔 第44条の9
第44条の12第2項で準用する
第44条の9 〕の規定により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

(記載要領)

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人香川大学長

印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の7第1項第 号の基準に適合しないことから、同条第3項の規定により通知します。

(提案が法第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しない理由)

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

(第三者) 様

国立大学法人香川大学長

印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 上記個人情報ファイルの記録項目
4. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
5. 意見書の提出先 国立大学法人香川大学経営管理室総務グループ
6. 意見書の提出期限

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

(第三者) 様

国立大学法人香川大学長

印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第2項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
(区分)
(理由)
4. 上記個人情報ファイルの記録項目
5. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
6. 意見書の提出先 国立大学法人香川大学経営管理室総務グループ
7. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書

年 月 日

国立大学法人香川大学長 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

1. 照会のあった個人情報ファイルの名称

2. 意見

(1) 自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無

(該当する項目にチェック)

無 有 (反対)

(2) その他

(記載要領)

1. 上記2. (2)の「その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること (特に意見がなければ記載は不要)。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

国立大学法人香川大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）

〔 第44条の12第1項前段
第44条の12第1項後段 〕の規定により、次のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用

に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

(記載要領)

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、法第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供する期間」には、事業の目的内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審査結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人香川大学長 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに定める基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人香川大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人香川大学における独立行政法人等非識別加工情報等の提供に関する規程第6条第4項の別紙様式第5号「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

審査結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人香川大学長 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第号の基準に適合しないことから、同条第3項の規定により通知します。

(提案が法第44条の12第2項で準用する法第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しない理由)

記載事項変更申出書

国立大学法人香川大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更事項に係る添付書類名

(記載要領)

1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた独立行政法人等非識別加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
4. 上記1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
5. 上記2. の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。